

当行の保険募集について(募集指針)

株式会社東日本銀行

当行では、お客さまの幅広いニーズにお応えしていくために、生命保険・損害保険の取扱いを行っております。お客さまに対して保険商品をお勧めする場合には、各種法令等を遵守し、公正な保険募集に努めて参ります。

1. 当行が募集を行う保険商品について

当行が保険募集を行う際には、保険商品の引受保険会社名をお客さまに明示いたします。

お客さまにお勧めする保険商品と同一種目の保険商品を当行が複数取扱いしている場合には、その商品名称や引受保険会社名についての情報を当該保険の保険募集時にご提供いたします。

保険契約はお客さまと保険会社とのご契約となることから、保険契約の引受や保険金等の支払の可否の判断は、保険会社が行うこと等を保険募集時にご説明いたします。

引受保険会社が経営破綻した場合の取扱い等保険契約に関するリスクについても、保険募集時にご説明いたします。

2. 保険募集に関する当行の責任について

当行では、保険募集に際しては、各種法令や監督指針等の遵守に努めております。

万一、説明義務違反等の法令等に違反する保険募集を行ったことにより、お客さまに損害が生じた場合には、当行が募集代理店としての販売責任を負います。

3. 保険募集に関する制限について

保険契約者・被保険者になる方が下記(1)(2)のいずれかに該当する場合には、当行では法令等により制限の課せられている一部の保険商品をお取り扱いすることができません。

(1)法人・その代表者・個人事業主に対し当行が事業性資金の融資を行っている事業者(以下、「事業性資金の融資先」)である当該法人・その代表者・個人事業主の方

(2)当行の「事業性資金の融資先」(従業員数が20名以下)に勤務されている役員・従業員の方

当行の「事業性資金の融資先」(従業員数が21名以上)に勤務されている役員・従業員の方を保険契約者とする保険契約をお取り扱う場合には、保険金その他の給付金(以下、「保険金等」)について以下の金額を限度とさせていただきます。詳細は募集担当者までお問い合わせ下さい。

(1)生存または死亡に関する保険金等 ... 保険契約者1人あたりの通算で1,000万円

(2)疾病診断、要介護、入院、手術に関する保険金等

保険契約者1人あたりの通算で以下の各項目毎に定める金額

診断等給付金(一時金形式) ... 1保険事故につき100万円

診断等給付金(年金形式) ... 月額換算5万円

疾病入院給付金 ... 日額5千円(特定の疾病に係る入院給付金は日額1万円)

疾病手術給付金 ... 1手術につき20万円(特定の疾病に係る手術給付金は40万円)

当行取扱商品のうち、上記の制限の対象となる保険商品：医療保険、がん保険、普通傷害保険、平準払終身保険

4. ご契約後の当行の対応について

当行は、お客さまからの契約内容のご照会、保険募集に関する苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。お客さまからの連絡先については、お取引店または以下の通りです。

東日本銀行お客さま相談室 TEL: 03-3273-6221

・受付日：月～金曜日(祝日および銀行の休業日を除く) ・受付時間：午前9時～午後5時

ご相談の内容につきましては、当該保険契約の引受保険会社に連絡のうえ対応させていただく場合があります。また、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続き方法につきましては、引受保険会社のコールセンター等をご案内させていただきます。

保険募集時のご説明内容やご契約締結後におけるお客さまとの面談記録等を、ご契約期間中にわたって適切に管理し、お客さまのご要望にお応えできるよう努めて参ります。

5. 当行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関について

当行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。

当行の保険募集に関しまして、何かご不満な点がございましたら、上記の当行窓口の他、同協会が運営する「全国銀行協会相談室」にご相談・ご照会いただくことも可能です。

全国銀行協会相談室 TEL: 0570-017109 または 03-5252-3772

・受付日：月～金曜日(祝日および銀行の休業日を除く) ・受付時間：午前9時～午後5時